

平成22年3月29日

## 加工食品の原料原産地表示に関する意見

財団法人 食品産業センター

(要約)

- I 原料原産地表示の検討に当たっては、消費者、食品製造事業者等に混乱を引き起こさないよう、品目横断的な基本的な要件、表示の実行可能性等、これまでの共同会議での検討結果を十分に踏まえる必要がある。また、原料原産地表示は、食品の安全性を示すものではない。なお、国産原材料の生産振興等の観点からは、「特色のある原材料等の表示」いわゆる強調表示での対応が最も適切である。
- II 加工食品については、以下の課題等があるため、食品製造事業者の自主的な取組を推奨する方向で行うことが適切であり、一律の義務付けは慎重に願いたい。
- 1) 国際規格 (Codex) との整合性をとる必要があり、国際的に義務付けられていない表示を求めることは、原料調達に制限され食料の安定供給に支障をきたすこと。
  - 2) 加工食品は、品質及び生産の安定を図るため、原料の調達先・配合等を複数化し頻繁に変更していることから、原産地の変更と包材等の変更とを完全に一致させることは、事業者、特に多数の中小零細事業者 (事業所数の99%、製造品出荷額の約8割) にとって難しいこと。表示ミスの可能性が格段に高まり、製品回収・廃棄や包材ロスが相当の量になり環境への負荷が増大すること。昨年より原料原産地の偽装には直罰規定が設けられたため、実行可能性が十分に担保されることが必要。
  - 3) 「大括り表示」については、加工食品は一つの原材料について「国産」原料と「外国産 (輸入)」原料との頻繁な切り替え、併用等が通常行われているため、表示は「輸入又は国産」等となって優良誤認の恐れがあり表示できないこと。「輸入中間加工品の原産国表示」も、原料原産地ではないため消費者の混乱を招くこと。

(本文)

我が国食品製造事業者は、国民にとって生活の基本となる安全な食品を安定的に供給するため、企業の社会的責任への取組みの強化、コンプライアンスの向上等はもとより、食品の安全性・品質管理の徹底等に、従前にも増して取り組んでいるところです。また、原料原産地などの情報につきましても、農林水産省による「加工食品に係る原料原産地情報の積極的な提供について (通知)」(平成20年3月19日付け)を受けて、事業者の主体的な取組みとして、お客様相談窓口、ホームページ等を通じた情報提供の強化に努めているところです。

今般、消費者庁より募集されました「拡大すべき食品の可否等、原料原産地表示に

関する意見」につきましては、品目横断的には、以下のように考えております。

I. 加工食品の原料原産地表示につきましては、厚生労働省、農林水産省の共同開催による「食品の表示に関する共同会議」（以下「共同会議」という。）において学識経験者、消費者団体、農業生産者団体、食品事業者団体等の委員により長年にわたり検討が行われてきました。共同会議は、平成15年8月（「加工食品の原料原産地表示に関する今後の方向」）及び平成18年4月（「加工食品の原料原産地のさらなる推進について」）に報告書を取りまとめ、JAS法に基づく義務表示対象品目の選定の基準や選定方法の基本的な考え方を整理し、これらの報告書に示された品目横断的なルールに基づいて選定された20食品群及びそれ以前に義務付けられていた4品目に原料原産地の表示が義務付けられております。

さらに、平成20年7月に共同会議での議論が再開され、事業者・消費者団体へのヒアリング、一般消費者の意見を得るための全国2,000人を対象としたウェブ調査や農林水産省ホームページを通じたアンケート調査、さらに全国7か所においてそれぞれの地域で活動する消費者・生産者・事業者の参加による意見交換会の開催等、様々な場を活用して意見が聴取され、それらを踏まえて引き続き議論が重ねられた結果、加工食品の原料原産地表示についての考え方をとりまとめた報告書No.7「消費者と食品事業者との情報共有による信頼関係の構築を目指して ―JAS法に基づく加工食品の原料原産地表示の拡大に向けた表示の方法と品目の考え方について―」（平成21年8月28日）が公表されています。

この報告書において、JAS法における原料原産地表示の義務対象品目を選定する際の品目横断的な基本的な要件として、これまでの

要件Ⅰ：原産地に由来する原料の品質の差異が、加工食品としての品質に大きく反映されると一般的に認識されている品目のうち、

要件Ⅱ：製品の原材料のうち、単一の農畜水産物の重量の割合が50%以上である商品

について、今後とも基本的に維持すべきである、とされたところであります。

また、表示の義務化について検討する際は、第171回通常国会におけるJAS法改正により原料原産地の偽装については、直罰規定が設けられたことを踏まえ、原料の使用実態、生産工程等に基づく表示の実行可能性を十分勘案する必要がある、とされたところであります。

従って、消費者庁におかれましても、原料原産地表示の検討を行うに当たっては、消費者、食品製造事業者等に混乱を引き起こさないよう、上記の品目横断的な基本的な要件、表示の実行可能性等、これまでの共同会議での検討結果を十分に踏まえる必要があると考えます。

なお、国産原材料の生産振興等の観点からは、JAS法に基づく「特色のある原

材料等の表示」、いわゆる強調表示を行うことにより対応することが最も適切であり、その積極的な活用が図られる必要があると考えます。

II. 加工食品（20食品群及び個別4品目を除く。以下、同じ。）における原料原産地表示につきましては、以下の課題等があることから、過度な規制、取り締まりのための規制とならないよう、食品製造事業者の自主的・主体的な取組みを推奨する等の方向で行うことが適切であり、一律に義務付けることは慎重にご検討をいただきますようお願い致します。

- 1) 原料原産地表示を広範に義務付けている国はなく（国際規格（Codex）で原料原産地表示は表示すべき項目に入っていない。）、諸外国では原料原産地に関する情報を伝達する商慣行もないため、我が国食品製造事業者が取引相手先から原料原産地の情報を入手できない場合があること。また、日本向けの原材料のみに原料原産地情報を要求することとなる結果、原材料の調達が困難になる場合も想定されること。
- 2) 加工食品は、最終製品の品質及び生産の安定、コストの低減、リスクの分散等を図るため、原料の調達先・配合等を複数化し、かつ、頻繁に変更していること等から、原産地の変更と包材等の変更とのタイミングを一致させるための管理や複数種類の版の包材等の維持管理を完全に行うことは、事業者、特に多数（事業所数の99%、製造品出荷額の約8割）の中小零細な食品製造事業者にとって、難しい問題であること。平成21年4月30日公布のJAS法の改正（平成21年5月30日施行）により、原料原産地の偽装には、直罰規定が設けられたことから、中小零細な食品製造事業者にとっても表示の実行可能性が十分に担保される必要があること。また、表示ミスが起きる可能性が格段に高まるとともに、包材ロスが相当の量になり、環境への負荷が増大することが懸念されること。
- 3) 穀物等の国際需給の構造的変化が著しい状況の下で、加工食品における原料原産地表示を義務付けるとすれば、産地の固定化など、我が国食品製造事業者の原料調達が制限され、企業活動は大きな制約を受けることになり、食品の安定供給に支障を生じる恐れがあること。
- 4) 原料原産地表示における「国産」・「外国産」又は「輸入」といった「大括り表示」及び「輸入中間加工品の原産国表示」については、以下の課題があること。
  - ア) 加工食品においては、一つの原材料について、「国産」原料と「外国産（輸入）」原料との頻繁な切り替え、併用等が、通常行われている。その場合、表示は「輸入又は国産」もしくは「国産又は輸入」となり、現状では「国産」の

文字が入ることで、優良誤認となる恐れがあり、表示できないという問題があるため、「大括り表示」の実行可能性が担保できないこと。

イ) 現在、原料原産地表示が義務付けられている20食品群等については、重量順の原料原産地（国名等）の表記である一方、20食品群等以外の加工食品については、「大括り表示」が導入されれば「国産」、「外国産（輸入）」の表記となり、20食品群等とそれ以外とで表示が多様化、複雑化し、消費者等の混乱を招く恐れがあること。

ウ) 「外国産（輸入）」との表示では、消費者から「国名隠し」と受け取られ、かえって混乱を招く恐れがあること。

エ) 「輸入中間加工品の原産国表示」についても、加工地を示した表示であり、中間加工品の原料原産地ではないため、消費者の混乱を招く恐れがあること。

5) 原料原産地表示は、食品の安全性を示すものではないこと。加工食品の安全性及び品質は、メーカーのたゆまない向上・改善努力を踏まえた原材料管理を含む品質管理と技術によって維持されており、直接、原料の原産地によって維持されているものではないこと。

以上